

# 山梨県耐震改修促進計画

平成19年 7月

平成28年 3月（改定）

平成31年 3月（改定）

令和 3年 3月（改定）

# 目 次

## 序 章

- 1 計画の背景 1
- 2 本計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 2

## 第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

- 1 想定される地震 3
- 2 耐震化の現状と目標 5

## 第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

- 1 耐震化に係る基本的な取り組み方針 9
- 2 耐震化の促進を図るための支援策 10
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 10
- 4 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化 11
- 5 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進 11
- 6 特定公共賃貸住宅の空き家の活用 13

## 第3章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成・公表 14
- 2 パンフレットの作成・配布や研修会の開催 15
- 3 技術者向け研修会の開催 15
- 4 官民一体となった取り組み 16
- 5 県、市町村、建築関係団体による連携 18
- 6 税制の周知・普及 18

## 第4章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための指導等

- 1 耐震改修促進法による指導等 19
- 2 建築基準法による勧告又は命令等 20

## 第5章 市町村が定める耐震改修促進計画

21

# 序 章

## 1 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。その後、平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震化は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされたことから、平成19年7月に「山梨県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

平成23年3月の東日本大震災では、想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害が発生したことや、南海トラフ地震等の切迫性が指摘されたことなどを背景に、平成25年11月の法改正と併せて、建築物の耐震化の促進に係る国の基本的な方針（以下「国の基本的な方針」という。）も改正されました。

その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）が策定されたことから、平成28年3月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においては、平成28年4月の熊本地震や、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、引き続き、住宅・建築物の耐震化を促進することが必要であることから、これまで実施してきた取り組みに新たな施策を追加し、本県計画を5年間延長することとしました。

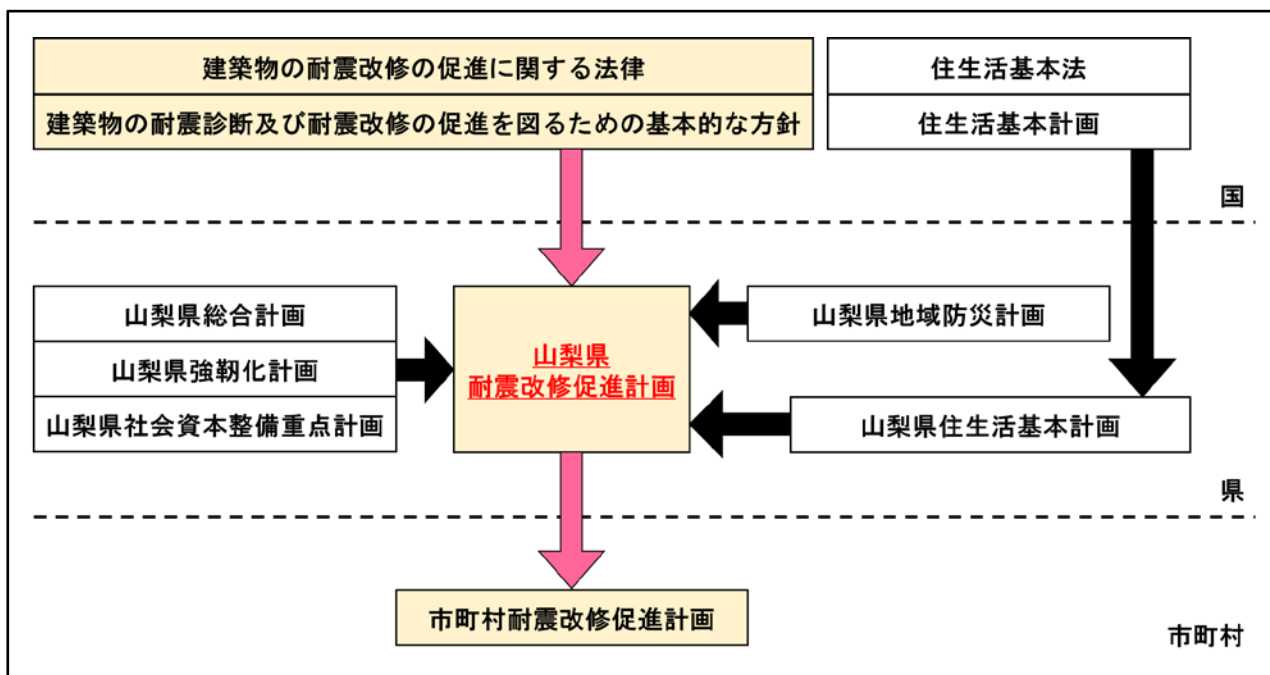
### ○ 経緯

- 平成19年 7月：平成18年度から平成27年度の10年計画を策定
- 平成28年 3月：計画を見直し、5年延長の計画として改定
- 平成31年 3月：ブロック塀等の転倒防止対策を追加するため改定
- 令和 3年 3月：計画を見直し、5年延長の計画として改定

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、法第5条第1項に基づく都道府県の耐震改修促進計画として策定したものです。

また、山梨県総合計画、山梨県強靱化計画、山梨県社会資本整備重点計画、山梨県地域防災計画及び山梨県住生活基本計画などの県計画と整合・連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し定めたものです。



## 3 計画の期間

平成18年度から令和2年度までの計画期間を5年延長し、令和7年度までとします。

〔 社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じ、計画の改定を行います。 〕

## 第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

### 1 想定される地震

山梨県地域防災計画、山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、想定される地震、規模、位置及び建物被害は、次のとおりです。（表1-1・図1-1・表1-2）

表1-1 想定される地震一覧

想定される地震	想定される地震の規模
ア 東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。
イ 南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14) (現在は、首都直下地震)	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。
ウ 釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、富士川町、南アルプス市に分布。
エ 藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
オ 曾根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
カ 糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。

※ ウ～カは、活断層による地震です。

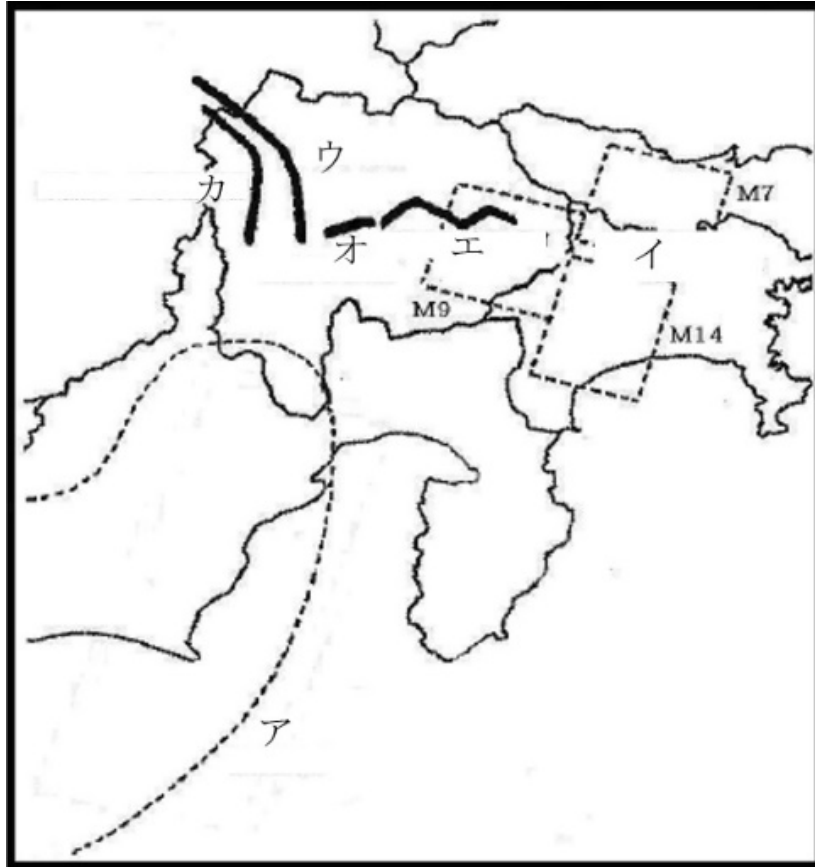


図1-1 想定地震の位置

表1-2 想定される地震による建物被害想定 (単位:棟)

	全壊	半壊	合計
ア 東海地震	6,559	31,418	37,977
イ 南関東直下プレート境界地震(首都直下地震)	1,763	14,949	16,712
ウ 釜無川断層地震	50,804	56,664	107,468
エ 藤の木愛川断層地震	38,169	56,370	94,539
オ 曾根丘陵断層地震	16,888	33,505	50,393
カ 糸魚川-静岡構造線地震	15,288	39,350	54,638

## 2 耐震化の現状と目標

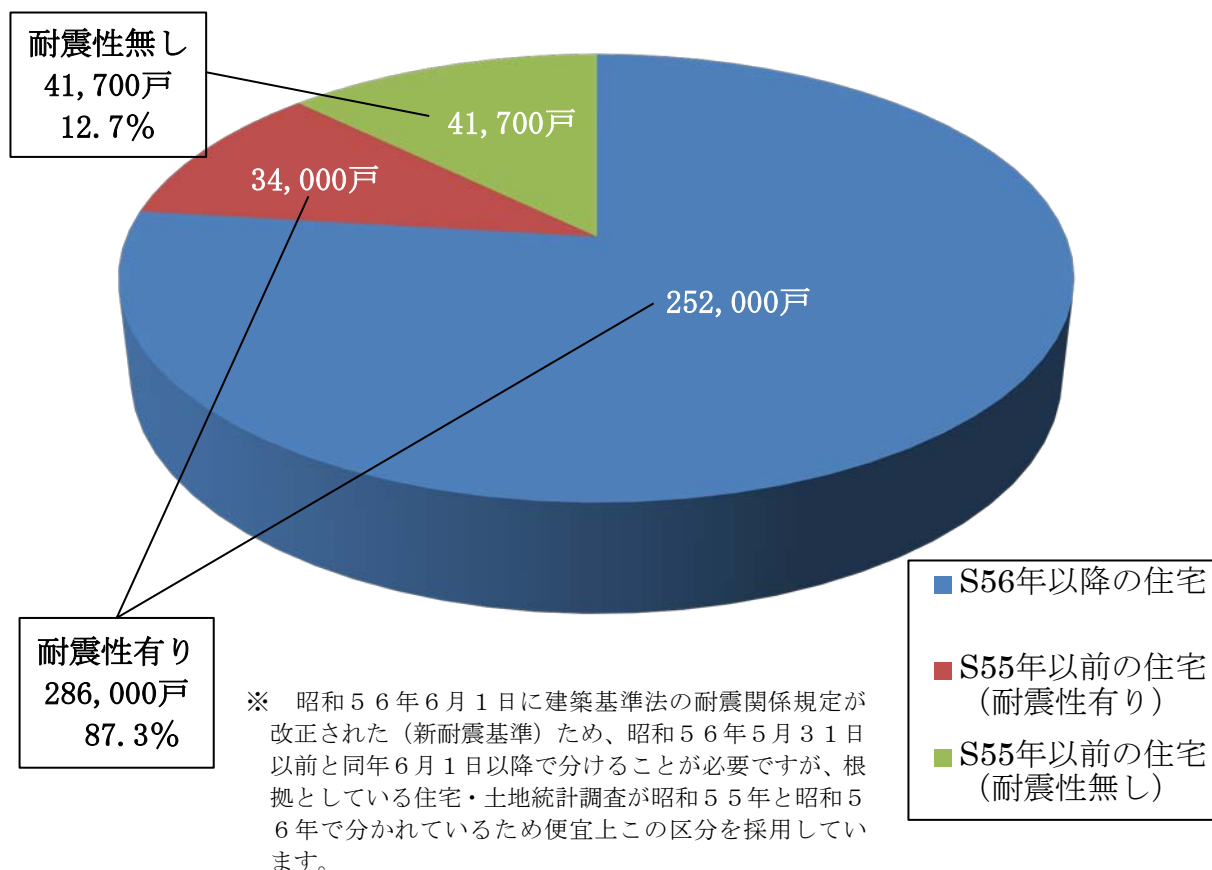
### (2-1) 住宅の耐震化の現状（令和2年度推計）

平成20年から平成30年の「住宅・土地統計調査」を基に令和2年度末の住宅数を推計すると、県内の住宅総数は、327,700戸となります。そのうち、新耐震基準（昭和56年以降）で建築された住宅数に、旧耐震基準（昭和55年以前）で建築された住宅のうち耐震性を有するものを加えると、耐震性のある住宅数は286,000戸になり、県内における令和2年度末の住宅の耐震化率は、87.3%と推計されます（目標90%）。（表1-3）

表1-3 住宅の耐震化の現状

（単位：戸）

住宅総数 ① (②+⑤)	昭和55年 以前の 住宅 ②			昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性有の 住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (推計値) ⑦ (⑥/①)
	耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④				
327,700	75,700	34,000	41,700	252,000	286,000	87.3%



（参考）資料編P1：住宅の耐震化の現状について

## (2-2) 住宅の耐震化率の目標

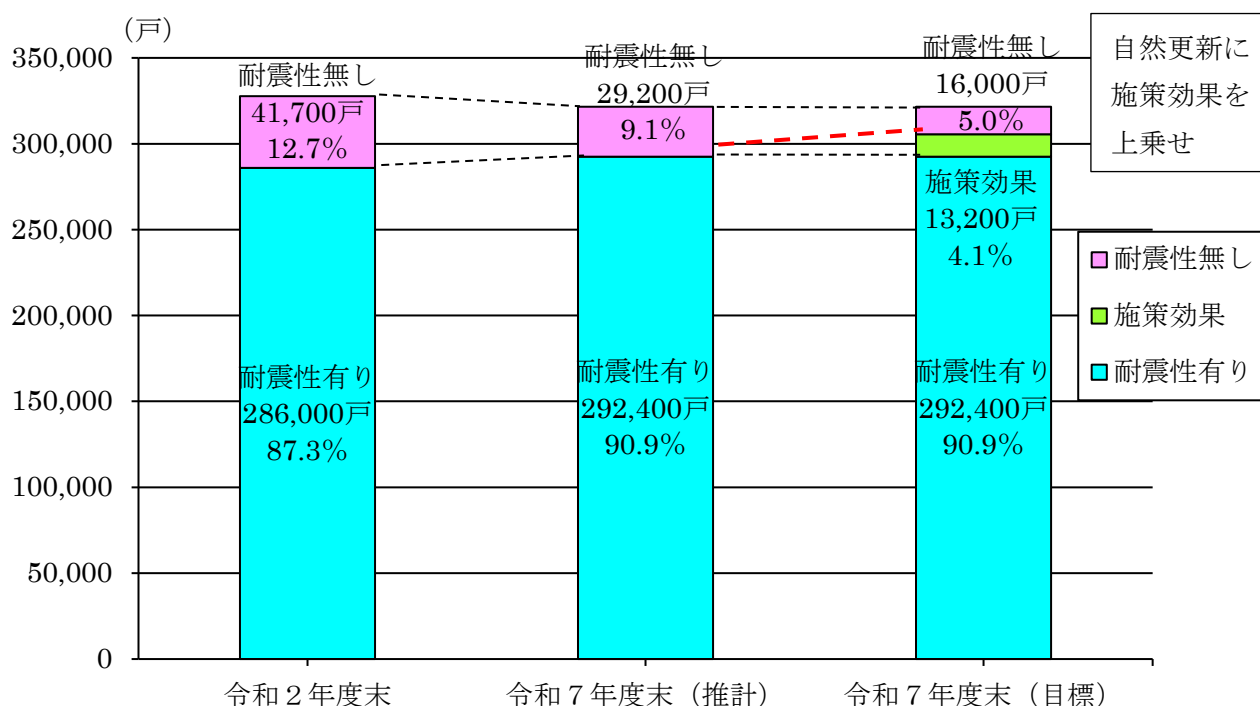
住宅の老朽化等に伴い、建替えや除却が進み、耐震性を有さない建築物が減少することから、耐震化率は経年とともに向上します。

令和2年の住宅の耐震化率と、これまでの進捗状況を考慮すると、令和7年度末には、住宅の耐震化率は90.9%になると推計されます。今後予想される地震被害から県民の生命と財産を守るため、国の基本的な方針を参考に、地震に強い県土を目指し、住宅の耐震化率の目標を95%とします。

目標を達成するためには、今後5年間で実施される建替え等に加え、的確な施策の実施により、13,200戸の耐震化が必要になります。(表1-4)

表1-4 令和7年度末における住宅の耐震化率の推計と目標 (単位:戸)

住宅総数 ① (②+⑤)	昭和55年 以前の 住宅 ②	耐震性を 有するも の ③	耐震性が 無いもの ④	昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性有 の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化 率 (令和2 年度末 推計値) ⑦ (⑥/①)	耐震化 率の 目標 (令和7 年度末) ⑧ (⑥/①)
令和2年度	327,700	75,700	34,000	41,700	252,000	286,000	87.3%
令和7年度 (推計)	321,600	58,500	29,300	29,200	263,100	292,400	90.9%
令和7年度 (目標)	321,600	58,500	42,500	16,000	263,100	305,600	95.0%





## (2) 特定建築物等※の耐震化の現状と目標

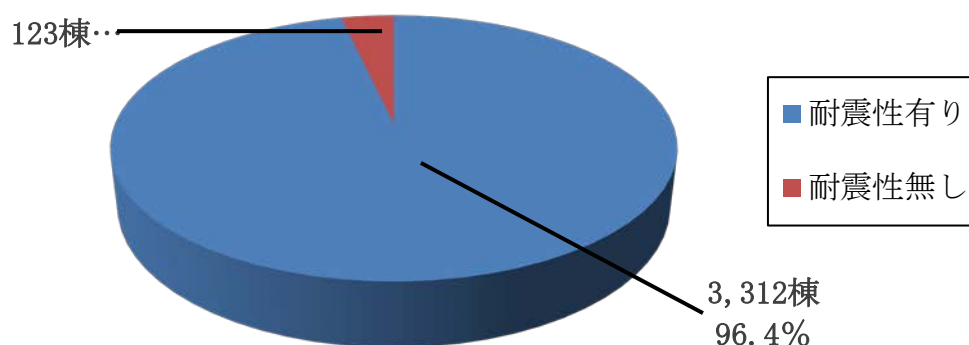
「多数の者が利用する特定建築物等」は、3,435棟あります。このうち昭和55年以前に建築された860棟の中で、耐震性を有するもの425棟と耐震改修を実施したもの312棟に昭和56年以降に建築された2,575棟を加えた、3,312棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、96.4%と推計され、令和2年度末の目標である95%を達成しました。(表1-5)

耐震性が不十分な建築物の解消に向け、耐震化啓発活動を引き続き行います。  
(目標値は設定しない)

表1-5 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位：棟)

	多数の者が利用する建築物 総数 ① (②+⑥)	昭和55年 以前の 建築物	耐震性を 有するも の	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の 建築物	耐震性有 の建築物 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (推計値) ⑦ (⑥/①)
		②	③	④	⑤		
民間	2,129	319	203	116	1,810	2,013	94.6%
公共	1,306	541	534	7	765	1,299	99.5%
合計	3,435	860	737	123	2,575	3,312	96.4%



### ※ 特定建築物等

法第14条第1号で規定する「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物」で一定規模以上(資料編P11の表中「特定既存耐震不適格建築物の要件」の欄に示す規模)のもの

(参考) 資料編P4：建築物の用途の特性に応じて3つに区分した耐震化の現状について

### (3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

耐震診断義務付け対象建築物とは、旧耐震基準で建てられた次のものになります。

#### ① 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条で規定されるものです。

(参考) 資料編P5：要緊急安全確認大規模建築物に該当する規模等について

総数	耐震診断 実施	耐震性		耐震改修済み
		あり	なし	
24	24	23	1	1 (※)

※ 耐震改修済みには、耐震改修工事中を含む。

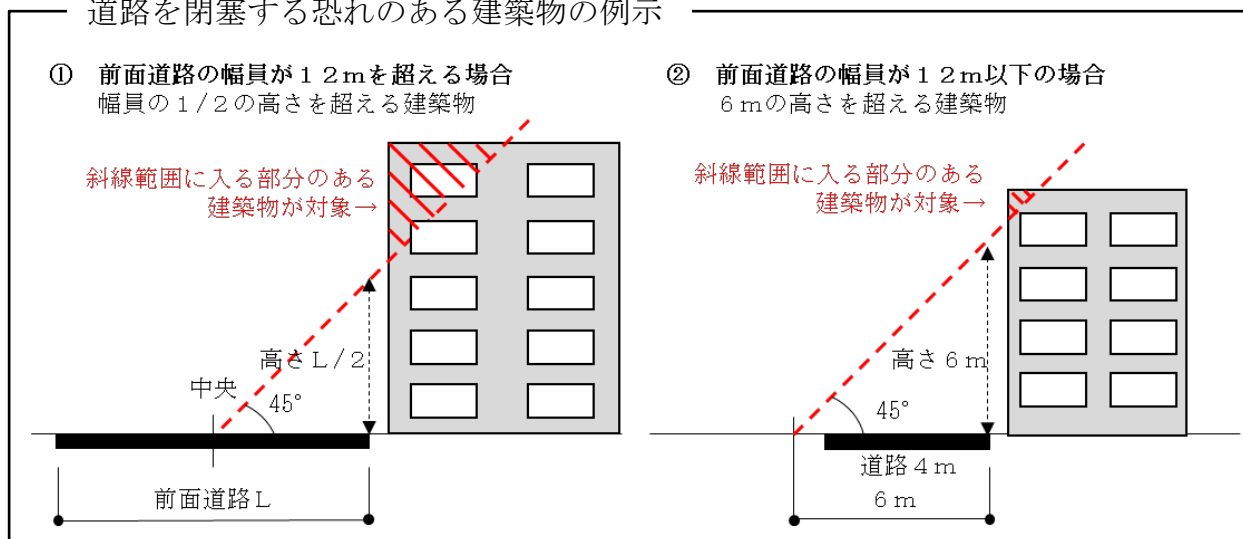
#### ② 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）

市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路（※）の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）となります。

耐震診断の結果の報告期限を令和5年3月31日までとしていることから、令和4年度までは、耐震診断を確実に実施するよう指導等を行うとともに、耐震性が低いと判断された建築物の所有者に対しては、耐震改修等の実施を促します。

※ 市町村耐震改修促進計画に記載した法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（山梨県地域防災計画に定められた第1次、第2次緊急輸送道路等）

#### 道路を閉塞する恐れのある建築物の例示



## 第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

### 1 耐震化に係る基本的な取り組み方針

災害に強い県土づくりのためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題としてとらえ、建築士等の専門家の意見を聞きながら耐震化に取り組むことが不可欠であります。

県と市町村は、耐震改修促進計画の策定以外にも、住宅・建築物の耐震化を図るため、補助制度を始めとした、様々な施策を行い、所有者などの取り組みを支援してきましたが、耐震化を促進するため、支援を継続していきます。

住宅・建築物の所有者、県、市町村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

	所有者	県	市町村	団体 建築 関係	技術者 建築 専門
耐震診断・耐震改修の実施	●				
耐震改修促進計画の策定		●	●		
耐震化緊急促進アクションプログラムの策定※			●		
公共建築物の耐震化		●	●		
耐震化に関する知識の普及・啓発		●	●	●	
耐震化への補助		●	●		
所有者等への適切なアドバイス		●	●	●	●
技術者の養成		●	●	●	

※交付金を活用するための要件となっている計画

## 2 耐震化の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性についての普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の補助制度等を活用しながら、耐震化を促進します。

### (1) 住宅に関する支援策の概要

昭和56年5月以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断や耐震改修等に助成する市町村に対して、補助を行うなど市町村を支援します。

### (2) 建築物に関する支援策の概要

要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）を対象に、耐震診断や耐震改修等に助成する市町村に対して、補助を行うなど市町村を支援します。

### (3) ブロック塀等に関する支援策の概要

倒壊の危険性のあるブロック塀等を対象に、除却等に助成する市町村に対して、補助を行うなど市町村を支援します。

## 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

### (1) 専門技術者の養成

県内の住宅・建築物の耐震化を円滑かつ適切に進めていくためには、専門技術者の養成が必要不可欠です。

このため、耐震診断や耐震改修に関する技術的な研修会を定期的を開催します。特に、低コストで耐震改修を実施できる技術者の養成を図るため、「低コスト工法研修会」を開催し、研修修了者を県及び市町村ホームページで公表します。今後もこうした研修会を開催し、専門技術者を養成します。

### (2) 県民向け情報の提供等

ホームページへの掲載やパンフレット等の配布により、耐震診断や耐震改修などに関する情報を県民にわかりやすく提供するとともに、無料相談窓口を県庁（建築住宅課及び各建設事務所）並びに（一社）山梨県建築士会に設け、耐震化の相談に随時対応します。今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

※ 県耐震関連ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/bousai/taisinnpotal.html>

(参考) 資料編P12：県内の相談窓口一覧

## 4 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

緊急車両の通行や住民の避難路を確保するため、市町村が指定した重要な避難路に敷地が面しており、地震により倒壊した場合に道路を閉塞する恐れのある建築物（避難路沿道建築物）について、国及び市町村と連携しながら耐震化を促進します。

### （1）耐震診断の実施及び結果の報告

診断義務化対象建築物については、法第7条により、耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられます。所有者は、建築物の所在地の市町村が耐震改修促進計画において定めている報告期限までに、診断を実施し、その結果を所管行政庁（甲府市の物件については甲府市に、甲府市以外の物件については県）に報告する必要があります。

### （2）耐震診断の結果の公表

耐震診断の結果については、法第9条により、所管行政庁が公表することとなります。

### （3）耐震診断未実施者、未報告者について

報告期限までに診断結果が報告されない場合は、法第8条により所有者に対して、報告命令を行い、公表されることとなります。

### （4）耐震改修等について

耐震診断の判定結果が「地震に対する安全性の向上を図る必要がある」となった場合、建築物の所有者は耐震改修等の実施に努めてください。

## 5 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

### （1）地震発生前の対策

#### ① ブロック塀等の転倒防止

大規模地震発生時には、ブロック塀等が倒壊し、避難や救助活動の妨げとなるばかりでなく、場合によっては、死傷者が発生するなどの危険性が指摘されています。

こうしたことから、ブロック塀等の倒壊の危険性を県民や建物所有者に周知するため、正しい施工方法や補強方法などについて、パンフレット等により普及・啓発を行うとともに、建築物防災週間等の機会を捉えて転倒防止対策等を促します。

### 【ブロック塀等の実態調査】

地震発生時に被災者が避難する経路の安全性と緊急車両の通行を確保するため、調査対象路線（※1）に面したブロック塀等について、令和2年度に調査を行い、緊急に改修する必要性のあるブロック塀等（※2）の実態を把握しました。

これらのブロック塀等については、今後改善を促します。

#### ※1 調査対象路線

- ・ 第1次・第2次緊急輸送道路  
(県及び市町村の地域防災計画に記載してあるもの)
- ・ 上記緊急輸送道路から指定避難所までに至る道路で市町村が指定したもの

#### ※2 緊急に改修する必要性のあるブロック塀等

- ・ 高さ2.2mを超えるもの
- ・ 大きな損傷・傾斜・たわみがあるもの

### 【緊急に改修する必要性のあるブロック塀の例】



【大きなひび割れ】



【2.2m超え】

### ② ガラス・天井の落下防止

地震時には、オフィスの窓ガラスが割れて飛散したり、天井等の装飾具等が落下するなどの事故が発生します。

ガラスや天井の落下の危険性について、県民や所有者に周知するとともに、国の技術基準に適合していない特定天井については、建築基準法の定期報告制度等を活用しながら、落下防止対策の普及・啓発を行い、改修を促します。

### ③ エレベーターの安全確保

地震時のエレベーターの閉じこめ事故を防止するため、地震対策等がなされていない既存エレベーターについては、建築基準法の定期報告制度等を活用しながら、改修を促します。

### ④ 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになる場合があるため、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

## (2) 地震発生後の対応

大規模地震等により住宅・建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命を守るため、被災建築物応急危険度判定制度に基づき、県及び市町村は、速やかに判定支援本部や判定実施本部等を設置し、被災建築物の判定活動を実施します。

また、応急危険度判定士が不足する場合には、国に対し判定士の派遣を要請するとともに、判定士の受け入れ体制の整備等の必要な措置を講じます。

迅速で着実な判定作業を実施するため、今後も県内の建築士を対象に応急危険度判定士の養成に努めます。

## 6 特定公共賃貸住宅の空き家の活用

住宅の耐震改修工事を行う際、工事期間中の仮住居の確保が必要となる場合には、県は、特例として次の条件により特定公共賃貸住宅を賃貸することができることとします。（表2-1）

表2-1 特定公共賃貸住宅への入居条件

対象者	法第17条第3項の規定により認定を受けた耐震改修の計画に係る住宅の耐震改修を実施する者であって、仮住居を提供することが必要と認められる者であること。
仮住居として提供できる特定公共賃貸住宅	入居者の募集をしたにもかかわらず、3箇月以上入居者がいない特定公共賃貸住宅で、例外的に入居者を入居させることについて、知事の承認を得た住戸であること。
仮住居として賃貸できる期間等	2年を上限として、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約であること。

### 第3章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

住宅・建築物の耐震化を促進するため、県民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

#### 1 地震ハザードマップの作成・公表

県では、東海地震等の被害想定結果や震度分布図などのハザードマップを公表します。（図3-1）

住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題又は地域の問題として意識するためには、住民にとって身近な情報として感じられるよう、想定される地震の揺れやすさ（震度）の程度を示す地震ハザードマップの策定が有効です。

ハザードマップは、住民に理解しやすいことが重要であることから、地域を最もよく知る市町村が震度分布図などの地震ハザードマップの整備・公表を推進していくものとし、県は必要な情報の提供等を行うものとしします。

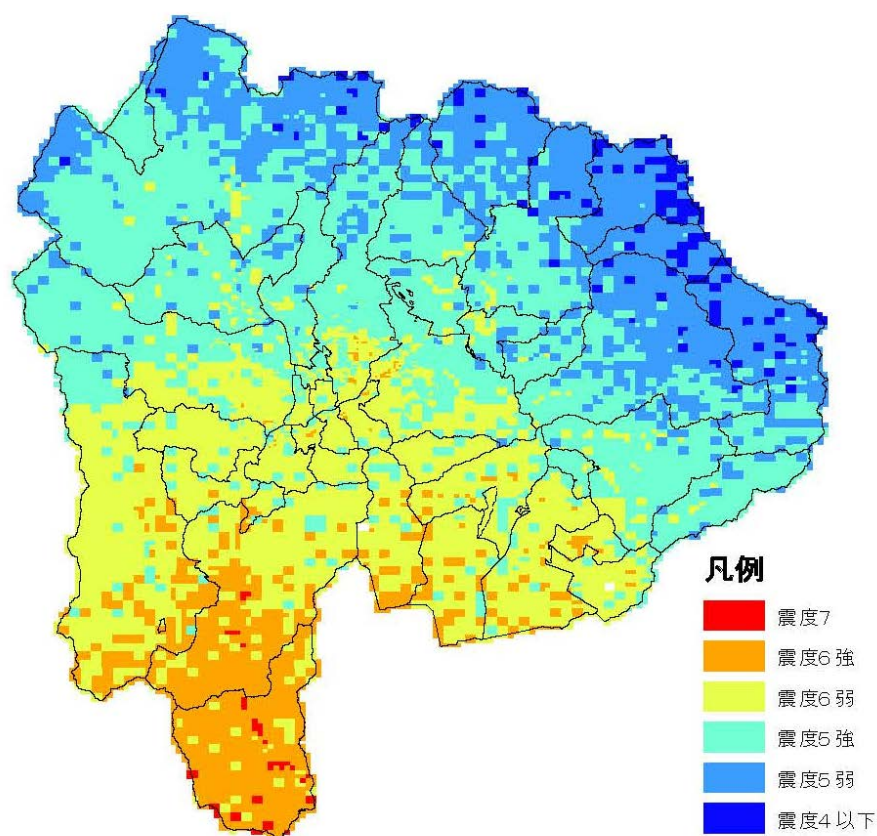
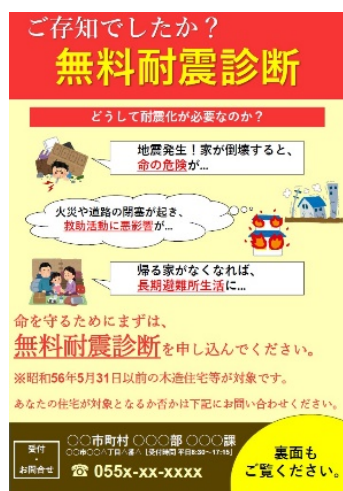


図3-1 東海地震における想定震度分布図  
(出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月）)



## 2 パンフレットの作成・配布や研修会の開催

県では、耐震化を促進するため、補助制度のパンフレットや耐震改修工事の実例集などを作成し、地震相談窓口や戸別訪問時において配布します。



1	富士吉田市 W邸	0.71	評価 UP	1.27
---	----------	------	-------	------

暮らす人の負担を限りなく減らしたやさしい工事

建物概要	一般的な工事の場合	低コスト工法の場合
築年数	1966年5月	62万円
階数	半2階建て	補助金 4.1万円
延べ面積	115.63㎡	所有者 2.0万円

一般的な工事の場合 125万円 → 低コスト工法の場合 62万円 (63万円 DOWN)

一般的な工事の場合 21日 → 低コスト工法を利用した工事 10日-11日

※ 上書き及び上層は耐震改修工事のみです。リフォームに係るものは含んでおりません。

【所有者のコメント】  
年代が古かったため、耐震性が気になっていたところ、耐震診断が無料でできるとのことので、診断した。耐震改修工事も検討していたところ、工事費が安くなる工法があるとのこと、お願いした。工事中であっても自宅でも生活することができ、また荷物の移動も補修工事する場所のみであったので、手間がかからなかった。

【業者からのコメント】  
耐震診断時、バランスが北西側に寄っていた。そのため、補強箇所を南東側にある一部屋にまとめ、また、低コスト工法を活用したことで、天井や床を壊さず改修工事を行ったことで、業主の負担（工事費、家財の移動、工事中の暮らし）を軽減した。

また、地域住民の要望や自治会等で開催する防災に関する研修会等の場を活用し、市町村と連携して、耐震化の必要性や支援制度を説明します。

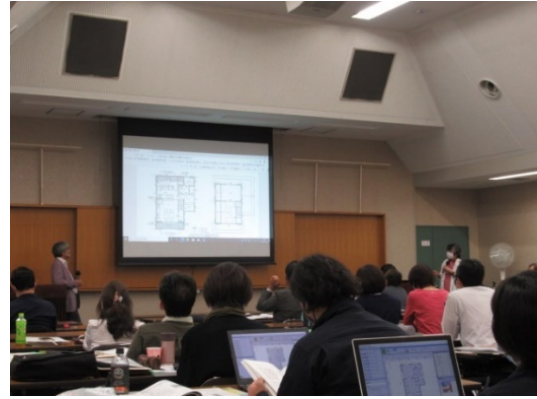


今後も、耐震化の促進に必要な情報をホームページへの掲載やチラシの配布、研修会等の開催を通じて、県民にわかりやすく提供します。

## 3 技術者向け研修会の開催

耐震診断や耐震改修に係る技術的な研修会を、積極的に開催します。

低コストで行うことのできる耐震改修を一層促進していくため、民間ノウハウを活用した「低コスト工法研修会」などを開催し、改修事業者スキル習得を促します。



## 4 官民一体となった取り組み

### (1) 低コスト工法導入促進活動

耐震啓発のための戸別訪問時に、低コスト工法研修会修了者が同行し、所有者に耐震改修工事の内容を分かりやすく説明することで、耐震改修工事費用に要する負担感を軽減し、耐震化を促進します。

また、所有者の耐震化への意識を高めるため、低コスト工法を活用した耐震改修の事例をホームページやパンフレットにより周知します。



### (2) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは、費用面などで合理的であることから、耐震改修工事の事例集を作成し、配布します。

また、県や市町村及び（一社）山梨県建築士会にリフォームに関する相談窓口を設置し、耐震改修等に関する情報提供を行います。

### （３）自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、県は市町村と連携して、地域ぐるみの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施します。

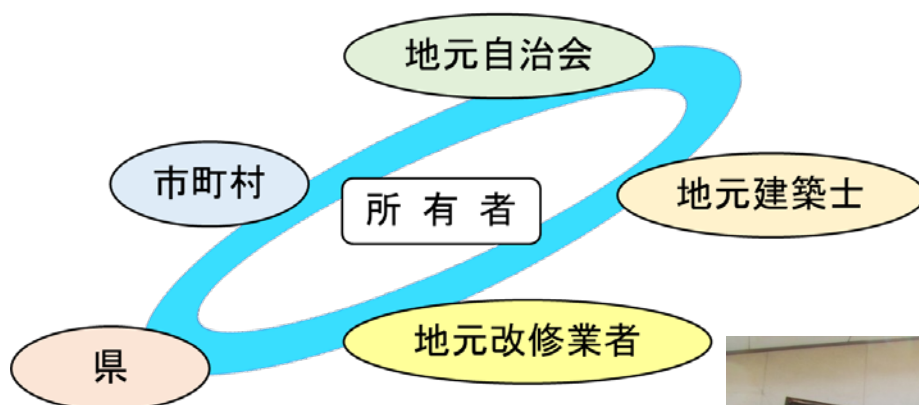
今後も、県と市町村の適切な役割分担のもとに、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込みながら、引き続き耐震化の促進を図ります。

### （４）戸別訪問による耐震化の啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・耐震改修工事を推進するため、県、市町村、自治会、建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心に戸別訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介を実施します。

要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）に対しても、市町村を主体として、県や建築士が連携し、法制度の説明や耐震診断・耐震改修工事を推進するため、戸別訪問を実施します。

また、ブロック塀等の安全対策については、所有者に安全対策の必要性や補助制度について説明するため、地区の防災リーダーや市町村職員とともに戸別訪問を実施します。



## 5 県、市町村、建築関係団体による連携

県内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、県、市町村、建築関係団体で連携して「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」を平成24年3月に設立しました。連絡会議では、行政職員のスキルアップのための研修会の開催や建築物の耐震化の促進に関する情報の共有を図るとともに、施策や補助制度等の検証を行います。

### 【構成メンバー】

(一社) 山梨県建築士会

(一社) 山梨県建築士事務所協会

(一社) 山梨県建築設計協会

(一社) 山梨県建設業協会

山梨県建設組合連合会

(一社) 山梨県木造住宅協会

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、富士河口湖町、西桂町、道志村、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

また、令和3年度からは、「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」内にワーキンググループを設置し、リフォームにあわせて耐震改修工事を行ってもらうための、効果的な普及啓発方法等の検討を行います。

## 6 税制の周知・普及

県と市町村は、「耐震改修促進税制」等の優遇税制の広報・周知を行なうことにより、耐震化を促進します。

また、固定資産税の優遇措置等についても、市町村と連携して、検討を進めます。

## 第4章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための指導等

### 1 耐震改修促進法による指導等

#### (1) 耐震診断義務付け対象建築物に対する指導等

(要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の場合)

所管行政庁は、所有者に対して、周知を図るとともに、必要に応じて指導等を行います。

##### ① 耐震診断義務付け対象建築物である旨の周知

対象建築物の所有者に対して、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告する義務があることを、戸別訪問等により十分に周知し、確実な実施を促します。

##### ② 報告期限までに診断結果を報告しない場合の指導等

報告期限である令和5年3月31日までに、診断結果を報告しない所有者に対しては、文書により、報告を促します。

それでもなお報告されない場合は、法第8条に基づき、報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等で公表します。

##### ③ 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、診断結果の報告を受けた後に、法第9条に基づき、報告内容をホームページ等により公表します。

#### (2) 耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対する指導等

所管行政庁は、全ての特定既存耐震不適格建築物(※)の所有者に、必要に応じて指導及び助言を行うものとします。

##### ① 指導及び助言(法第15条第1項)

耐震化の必要性等を説明するとともに、耐震化の実施について文書等により指導及び助言を行います。

##### ② 指示(法第15条第2項)

指示対象となる特定既存耐震不適格建築物のうち、耐震化が行なわれていない所有者に対して、必要に応じて、実施すべき事項を記載した文書等により指示します。

③ 公表（法第15条第3項）

指示を受けた所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合には、ホームページ等により公表します。

(※) 資料編P11：住宅・建築物の耐震化の促進を図るための指導等について

## 2 建築基準法による勧告又は命令等

前述の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等を行わない建築物のうち、建築基準法第10条の規定に該当する建築物については、その所有者等に対し、同条の規定に基づく勧告又は命令を行います。

## 第5章 市町村が定める建築物耐震改修促進計画

市町村は、計画の改定にあたり、国の基本方針と本計画の内容を参考にしつつ、地域の実情から住宅等の耐震化の目標を定めるとともに、市町村が所有する公共建築物の耐震化計画を作成するものとします。（表5-1）

さらに、地域住民等との連携による啓発活動について、地域の実情に配慮しつつ計画に位置づけるものとします。

なお、耐震化を促進するためには、県及び市町村が連携し、諸施策を積極的に推進することが重要であることから、県は市町村に対し資料提供や必要な助言及び技術支援を行うこととします。

表5-1 市町村耐震改修促進計画の記載事項例

項 目	内 容
住宅・建築物の耐震化に関する目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定される地震、建物被害の状況</li> <li>・ 耐震化の現状</li> <li>・ 耐震改修等の目標の設定</li> <li>・ 公共建築物の耐震化</li> </ul>
住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震化に係る基本的取り組み方針</li> <li>・ 市町村住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定</li> <li>・ 国土強靱化計画など他の市町村計画との連携</li> <li>・ 安心して耐震改修等できる環境整備</li> <li>・ 地震発生時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の耐震化</li> <li>・ 地震時の総合的な安全対策の推進</li> <li>・ 耐震化の促進を図るための支援策</li> <li>・ 優先的、重点的に耐震化に着手すべき区域、建築物の設定</li> </ul>
住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震ハザードマップの作成、公表</li> <li>・ パンフレットの作成、配布や研修会の開催等</li> <li>・ 技術者向け研修会の開催</li> <li>・ 官民一体となった取り組み</li> <li>・ 県、建築関係団体等による連携</li> <li>・ 税制の周知、普及</li> </ul>
住宅・建築物の耐震化の促進を図るための指導等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管行政庁となる市町村における指導等</li> <li>・ 所管行政庁とならない市町村における県との調整等</li> </ul>
その他住宅・建築物の耐震化の促進に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が特に必要と定める事項等</li> </ul>



山梨県

県土整備部 建築住宅課 建築防災担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL: 055-223-1734